鳥取県選挙管理委員会告示第49号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第７条の規定に基づき、平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成24年12月４日

鳥取県選挙管理委員会委員長　相　　見　　愼

（最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙）

備　考

１　用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

２　鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。